

VII. 支え合いのネットワークがはりめぐらされたまち



VII-1. 共助・協働によるまちづくり

- (1) 地域づくり協議会を中心とした地域コミュニティの活性化
- (2) 積極的な情報公開と市民参画の推進
- (3) 様々なメディアを活用した広報広聴活動の充実
- (4) 人権尊重と男女共同参画の推進

VII-1. 共助・協働によるまちづくり

住民と行政が協力・連携して、地域の様々な課題解決や地域コミュニティの活性化に向けたまちづくりを進めるとともに、様々なメディアを活用した行政情報の発信、積極的な情報公開と市民参画の推進に努めます。

また、まちづくりに参画しやすい環境づくりや人権意識の高揚と女性の参画を推進するなど、人権尊重、男女共同参画の推進を図ります。



(1) 地域づくり協議会を中心とした地域コミュニティの活性化

① 地域づくり協議会を中心とする市民との協働活動の推進

地域の様々な課題解決や地域コミュニティの活性化に向けて、住民と行政が各々の立場で、協力・連携するとともに、自立した地域づくりを支援します。

② 地域づくりの人材確保

市民との協働により、講座、研修会・勉強会等を開催するなど、地域づくり協議会を担うリーダーを育成するとともに、各地域づくり協議会の活動を支える人々の確保を支援します。



(2) 積極的な情報公開と市民参画の推進

① 市民参画推進のための情報提供

市民がまちづくりに参画しやすい環境づくりを推進するため、市政の積極的な情報公開に努めます。

(3) 様々なメディアを活用した広報広聴活動の充実

① 広報媒体等による行政情報等の発信

広報なお、ホームページ、SNS、ケーブルテレビを活用し、時代に即応しつつ、それぞれの立場でわかりやすい情報発信に努め、広報活動のさらなる充実強化を図ります。

② 様々な媒体を活用した市民ニーズの把握

市政懇談会等への市民参加の機会の充実を図るとともに、市民の声の把握に努めます。



(4) 人権尊重と男女共同参画の推進

① 人権尊重社会の実現に向けた啓発活動の推進

法務局や人権擁護委員との連携強化、学校や地域における啓発活動の推進に努めるとともに、様々な機会を捉えて市民の人権意識の高揚を図ります。

② 家庭・職場・地域における男女共同参画の推進

家庭・職場・地域などあらゆる場における男女共同参画の意識づくりに努めるとともに、市民や各種団体と連携した広報啓発活動、学習機会の提供を図ります。また、政策・方針決定の場への女性の参画を促進します。

